

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和 5 年 12 月 14 日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和5年12月14日（木曜日）

午前9時58分開議

午前11時25分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第15号 工事請負契約の締結について

議案第16号 工事請負契約の締結について

議案第17号 工事請負契約の締結について

議案第18号 工事請負契約の変更について

議案第19号 工事請負契約の変更について

議案第27号 訴えの提起について

議案第32号 指定管理者の指定について

議案第33号 指定管理者の指定について

議案第48号 令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①家畜伝染病への対応について

②令和4年度の野生鳥獣による農作物の被害状況について

出席委員（8人）

委員長 竹崎 和 虎

副委員長 中村 亮 彦

委員 前川 收

委員 西 聖 一

委員 山口 裕

委員 橋口 海 平

委員 前田 敬 介

委員 高井 千 歳

欠席委員（なし）

議長 淵 上 陽 一

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 千 田 真 寿

政策審議監 深 川 元 樹

生産経営局長 中 島 豪

農村振興局長 清 藤 浩 文

森林局長 中 尾 倫 仁

水産局長 渡 辺 裕 倫

農林水産政策課長 藤 由 誠

団体支援課長 楠 ゆみ子

流通アグリビジネス課長 林 田 慎 一

首席審議員

兼農業技術課長 高 野 真

農産園芸課長 徳 永 浩 美

首席審議員兼畜産課長 鬼 塚 龍 一

農地・担い手支援課長 山 本 剛 士

首席審議員

兼農村計画課長 青 木 公 平

農地整備課長 永 田 稔

むらづくり課長 野 入 正 憲

技術管理課長 岩 田 長 起

森林整備課長 宮 脇 慈

林業振興課長 廣 田 邦 彦

森林保全課長 大 和 一 浩

水産振興課長 森 野 晃 司

漁港漁場整備課長 谷 水 秀 行

農業研究センター所長 楮 本 亮 治

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博

政務調査課課長補佐 松 本 泰 明

午前9時58分開議

○竹崎和虎委員長 ただいまから第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を

議題とし、これについて審査を行います。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、千田農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

千田農林水産部長

○千田農林水産部長 今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

まず、熊本地震からの復興についてです。

被災した大切畑ダムの定礎式を10月19日に開催いたしました。先立つ10月11日には、本委員会の管内視察で、ダム本体工事の進捗状況及び施工上の課題等について説明させていただきました。

今回、工事請負契約の変更について議案を提案しておりますが、熊本地震からの復旧、復興の総仕上げとして、令和8年度の供用開始を目指して着実に工事を進めているところです。

西原村、益城町、菊陽町に農業用水の安定的な供給ができるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

2点目は、家畜伝染病への対応です。

8月30日、佐賀県の養豚農場での豚熱発生を受け、本県では、9月27日から、県内養豚農家で飼養している豚に対して、ワクチン接種を開始し、初回接種を12月8日に完了いたしました。

今後、子豚や繁殖豚にワクチンを継続して接種してまいります。

一方、11月25日、今シーズン初めてとなる高病原性鳥インフルエンザが佐賀県で発生しました。

本県におきましては、直ちに対象農場に対し、人や車両の消毒の徹底や飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、11月28日には

消毒命令を発出し、各農場で消毒を徹底していただいております。

12月6日には、県内でも野鳥の感染例が確認されたこともあり、ウイルスを農場に入れないことを第一に、当部が中心となり、関係団体とともに緊張感を持って防疫措置に万全を期してまいります。

3点目は、先月末に成立いたしました国の総合経済対策に係る補正予算において、農林水産省関係の公共事業に係る本県への配分が、事業費ベースで91億3,000万円に上り、全国7位の内示額となりました。

その内訳は、農地の大区画化など食料の安全保障の強化に6億円、間伐等の森林整備などT P P対応関連に44億円、排水機場整備や治山対策など、防災・減災、国土強靱化対策に41億円であり、県が必要とする国費が十分に割り当てられたと考えております。

国の施策等への提案、要望に係る県議会の皆様の御支援に感謝いたしますとともに、今回、関連予算を追号にて計上しております。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明させていただきます。

予算関係が2件、条例等関係が8件、報告関係が2件となっています。

まず、予算関係では、冒頭提案分と追号提案分の2件の補正予算がございます。

冒頭提案分では、令和5年梅雨前線豪雨による災害からの復旧や漁業取締り船の代船建造に係る設計などの予算として、16億4,000万円余の増額補正を提案しております。

また、ゼロ国債の設定や繰越明許費の設定も併せて提案しております。

追号提案分では、先ほど御報告いたしました国の経済対策分として、農林水産施設等の防災、減災などの事業を中心に101億3,000万円余、県人事委員会勧告に基づく職員給与改定分として、1億2,000万円余の増額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般

会計、特別会計を合わせまして887億9,000万円余となります。

その他、条例等関係では、工事請負契約の締結、変更5件、訴えの提起1件、指定管理者の指定2件を提案しております。

また、報告事項は、職員による交通事故に係る専決処分の報告が2件ございます。

以上が今回提案しております議案の概要となります。

加えて、その他報告事項が2件ございます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○竹崎和虎委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

藤由農林水産政策課長

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係の4ページをお願いいたします。

令和5年度12月補正予算総括表でございます。

表の見出しの中ほどに、今回、補正額（議案第1号）の合計欄のとおり、冒頭補正分が16億4,600万円余、順に右に移りまして、追号の経済対策等が101億3,800万円余、職員給与改定分が1億2,200万円余の計119億600万円余の増額補正となっております。

補正後の総額は、その右の欄、合計(A)+(B)の欄で、特別会計分も足しました一番下の表のとおり、887億9,200万円余となっております。

総括説明は以上となります。

この後、各課のほうから主なものについて御説明申し上げますが、恐れ入ります、1ペ

ージ戻っていただきまして、3ページの中ほどに、米印の資料凡例としまして印が振ってございます。丸新、7月豪雨、強靱化といったような形で印が振ってございます。

それでは、5ページをお願いいたします。農林水産政策課分でございます。

表の2段目、職員給与費の右側の説明欄に、職員給与費、追号と記載しておりますが、これは、今年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う全庁共通の事柄でございます。県内の給与水準との格差を踏まえまして、職員の給与や期末・勤勉手当等の額を引き上げるものでございます。

これ以降の各課の職員給与改定分の補正額につきましても、同様の内容でございますので、各課からの説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、表の3段目、農政諸費の右側の説明欄、農業公園における新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、現在施設の改修を進めております農業公園におきまして、来客者の利便性を向上させるために、自動発券機や授乳ブース、こういったものを設置するものでございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

上から3段目、農産物流通総合対策費の右側説明欄を御覧ください。

地域未来モデル事業、訴訟事務の委任に要する経費は、令和2年度事業において交付決定を取り消した事業主体の法人に対し、これまで全額返還を請求してきましたが、現時点で全額返納されておられません。

そこで、今回代表者個人の不法行為に対する損害賠償請求の訴えの提起を行うに当たり、訴訟事務を委任する弁護士への委託料、着手金支払いに必要な予算でございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

8ページをお願いします。

6段目の農業気象対策事業費は、説明欄のとおり、営農対策として阿蘇火山等の降灰量などを調査委託する業務で、令和6年度も年度当初から継続して調査を実施するための債務負担行為の追加でございます。

最下段の国庫支出金返納金は、説明欄のとおり、環境保全型農業直接支払事業に係る過年度交付金の一部返納でありまして、町が申請内容を再チェックした結果に基づきます自主返納でございます。

農業技術課は以上でございます。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

11ページをお願いします。

4段目の農業気象対策事業費の説明欄、園芸産地における事業継続強化対策事業は、災害に強い園芸産地の形成に必要なハウス補強等に対する助成で、国の経済対策を活用するものです。

5段目の国庫支出金返納金の説明欄、強い農業づくり交付金等国庫返納金は、本交付金で取得した財産の処分などによる国庫支出金返納金です。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

12ページをお願いします。

4段目の国庫支出金返納金の説明欄、畜産関係事業国庫返納金については、ひと・うし・しごとづくり事業で取得した財産の処分に伴う国庫返納金でございます。

畜産課は以上でございます。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

13ページをお願いします。

上から2行目、農村地域農政総合推進事業費の説明欄、最適土地利用総合対策事業は、中山間地域等における農用地保全に必要な土地利用構想の策定や条件整備等に取り組む市町村に対する助成です。

次に、4行目の国庫支出金返納金の説明欄、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業国庫返納金は、事業で取得した財産の処分に伴う国庫支出金返納金でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

14ページをお願いします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金については、令和4年度に完了した国営川辺川地区の県及び市町村の負担金について、事業費が確定したことから債務負担行為の追加を行うものです。

5段目の土地改良事業等指導監督費については、説明欄にあります土地改良区体制強化事業として、土地改良区の適正な会計処理に係る指導を実施しており、指導を増加する必要が生じたことから補正を要求するものです。

6段目の農業農村整備調査計画費については、国の経済対策に伴うもので、国土強靱化関連として、防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性の調査を前倒しで行うものです。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

15ページをお願いします。

5段目の県営中山間地域総合整備事業費については、国の経済対策として中山間地域における農業生産基盤整備を実施するものです。

最下段の農業生産基盤整備事業費の説明欄

1、単県代替農地緊急基盤整備事業については、半導体関連企業の進出に伴う代替農地の確保に必要な簡易な基盤整備を実施するものです。

16ページをお願いします。

説明欄2の農業生産基盤整備事業については、国の経済対策として、農地の区画整理、農業用排水施設等の整備を実施するものです。

3段目の農地防災事業費の説明欄、農村地域防災減災事業については、国の経済対策として湛水被害防止施設等の整備を実施するものです。

その下の債務負担行為の変更は、氷川町の竜北地区農村地域防災減災事業における排水機場の整備に当たり、債務負担行為の変更を行うものです。

17ページをお願いします。

1段目の単県農地防災施設管理費の説明欄、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業については、国の経済対策として県管理農業用ダムにおける防災情報整備を実施するものです。

2段目の農地災害復旧費でございますが、この内訳として、3段目に団体営、4段目に県営を記載しております。いずれも豪雨等により被災した農地や農業用施設の復旧に要する経費でございます。

最下段の県営農地等災害復旧費の債務負担行為の変更については、芦北地区の農道復旧工事に当たり、債務負担行為の変更をお願いします。

農地整備課は以上です。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

18ページをお願いします。

3段目、農業総務費の国庫支出金返納金は、説明欄の中山間直接支払事業の事業費確定に伴う国庫への返納でございます。

5段目、土地改良費の国庫支出金返納金は、説明欄の多面的機能支払事業の事業費確定に伴う国庫への返納でございます。

むらづくり課は以上です。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

19ページをお願いします。

3段目の地籍調査費につきまして、説明欄のとおり、国の経済対策を活用し、土砂災害警戒区域などの防災・減災、国土強靱化に資する区域を含んで地籍調査を実施します熊本市ほか6市町に対する助成として増額するものでございます。

5段目の債務負担行為の追加につきまして、説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注します公共工事の積算指標とするため、建設資材単価の調査を行うものです。本業務に4月から取りかかるため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を追加したいというものでございます。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

20ページをお願いします。

5段目、流域総合間伐対策事業費につきましては、説明欄のとおり、間伐材の伐倒、搬出及び路網整備に対する助成事業であります間伐等森林整備促進対策事業につきまして、T P P等に係る国の経済対策を踏まえまして、事業者等への支援を早急に行うため、増額をお願いしております。

6段目、国庫支出金返納金につきましては、説明欄のとおり、間伐等森林整備促進対策事業により、間伐材生産を実施した区域の一部について、森林以外の要素へ転用することに伴い、国庫支出金の返納を行うものです。

下のページ2段目、お願いします。

造林事業費につきましては、説明欄のとおり、民有林における植栽、下刈り、間伐等、一連の造林事業に対する助成事業であります。森林環境保全整備事業につきましては、防災・減災、国土強靱化及びTPP等に係る国の経済対策を踏まえまして、事業者等への支援を早急に行うため、増額をお願いしております。

森林整備課は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

22ページをお願いいたします。

4段目の林道事業費は、国の経済対策補正予算を活用するもので、1の県営林道事業は、林道開設工事に要する経費で、2の市町村営林道点検診断・保全整備事業は、林道における橋梁補修工事を行う市町村への助成です。

下から3段目の現年林道災害復旧費は、本年度発生した林道災害の復旧を行う市町村に対する助成を行うもので、下から2段目の国庫支出金返納金は、令和2年度に実施した林道災害復旧事業費補助金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金です。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

23ページをお願いいたします。

4段目の治山事業費について、説明欄1の治山事業は、防災、減災のために取り組む重要インフラ周辺等の荒廃森林の復旧や予防に要する経費であり、経済対策として国庫補助を活用して取り組みます。

2の治山激甚災害対策特別緊急事業については、令和2年7月豪雨の山地災害の復旧を令和3年から5年計画で行う治山事業に要する経費であり、これも経済対策として取り組

みます。

24ページをお願いします。

1段目の債務負担行為の追加について、説明欄1の治山事業(ゼロ国債)は、工事の早期発注に向けて、測量設計を早期に実施する必要があることから、債務負担をお願いするものです。

2の山地災害危険地区等調査業務は、住民の早期避難を促すための危険箇所調査について、梅雨前、出水期前に早期に終える必要があることから、債務負担をお願いするものです。

2段目の緊急治山は、今年8月の台風6号による山地災害を国庫補助を活用して復旧する経費です。

3段目の単県治山事業(県営事業)は、梅雨災害、台風6号災害のうち、国庫補助の対象とならない山地災害の復旧経費を計上しております。

森林保全課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

25ページをお願いします。

下から3段目、浅海増養殖振興事業費ですが、債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、生食用カキとして流通するクマモト・オイスターが、食品衛生法で定められた衛生基準を満たしているかについて、出荷期間中に定期的に検査を行うもので、年度当初から事業を実施するため、年度内に契約を行う必要があります。今回債務負担行為の追加をお願いするものです。

26ページをお願いします。

3段目、漁業取締費の説明欄、漁業取締船代船建造に係る設計業務委託事業につきましては、漁業取締り船の代船建造の設計に要する経費でございます。

本県の漁業取締りについては、これまで、

有明海、八代海、天草灘の3海域を漁業取締り船「ひご」「あまくさ」「あそ」の3隻で行っていますが、「ひご」が建造から26年、「あまくさ」が17年経過し、老朽化が進んでおり、令和8年3月までに、「ひご」「あまくさ」が退役予定です。

このため、本県の漁業取締り体制の維持、確保を図るためには、取締り船の担当海域に応じた高速船2隻体制の維持が必要なことから、令和8年3月の代船の就役に向け、令和6年度に代船建造に着手できるよう、今回、設計業務の委託に要する経費をお願いするものです。

下から2段目、水産研究センター費の説明欄、水産研究センター施設保全事業につきましては、試験研究の自動化、効率化のため、ノリの培養に必要なクリーンベンチなどの機器導入に要する経費です。

下段の水産研究センター施設整備事業ですが、債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、水産研究センターの飼育実験水槽の改修工事に係るものですが、試験研究のスケジュールの都合上、10月までに水槽の改修を完了させる必要があるため、今回債務負担行為の追加をお願いするものです。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

27ページをお願いいたします。

4段目の水産環境整備事業費の説明欄、水産環境整備事業につきましては、ゼロ国債を設定するものでございます。

これは、熊本有明地区におきまして、干潟漁場の環境改善のため、覆砂工事を予定しておりますが、工事施工のノリ養殖への影響を避けるため、8月末までに施工が完了できるよう、年度初めから工事に着手するためのものがございます。

最下段の漁港関係海岸保全事業費の説明欄、漁港関係海岸メンテナンス事業は、国の経済対策分で、海岸保全施設の長寿命化対策を実施する市への指導監督に要する経費です。

28ページをお願いいたします。

1段目の漁港関係港整備事業費の説明欄、水産物供給基盤機能保全事業費は、国の経済対策分で、牛深漁港の牛深ハイヤ大橋の恒久対策や塩屋漁港の防波堤補修など、漁港施設の長寿命化を図るための改修等に要する経費です。

この説明欄の下、水産物供給基盤機能保全事業費は、玉名市管理の新川漁港ほか2漁港の泊地しゅんせつなどを行うに当たり、工事のノリ養殖への影響を避けるため、年度初めから工事に着手できるよう、ゼロ国債を設定するものでございます。

最下段の漁港管理費の説明欄1、樋合漁港漁港利用調整施設管理運営業務と、2、牛深漁港漁港浄化施設管理運営業務につきましては、令和6年度から10年度までの5年間の債務負担行為を設定するものでございます。後ほど御説明いたします指定管理者の指定に伴うものでございます。

29ページをお願いいたします。

1段目の水産生産基盤整備事業費の説明欄、水産生産基盤整備事業は、熊本市管理の天明漁港の物揚げ場整備や泊地のしゅんせつを行うもので、工事施工のノリ養殖への影響を避けるため、年度初めから工事が着手できるよう、ゼロ国債を設定するものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

令和5年度12月補正予算における令和5年度繰越明許費の設定でございます。

一番右の欄に記載しております関係各課におきまして、本年度の事業進捗状況等を踏まえまして算定した額、これを合計した額を設定額としております。

一番右下の合計額のとおり、農林水産部全体で434億4,300万円余となっております。

農林水産政策課は以上でございます。

○永田農地整備課長 32ページをお願いします。

ここからは、条例等関係について説明します。

まず、議案第15号、工事請負契約の締結についてです。

工事名は、津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事です。工事内容は、排水機場下部工。工事場所は、八代市鏡町芝口地内です。工期は、契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで。契約金額は、8億3,050万円です。契約の相手方は、江川組・土井組建設工事共同企業体、契約方法は、一般競争入札です。

34ページをお願いします。

議案第16号、工事請負契約の締結についてです。

工事名は、砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併です。工事内容は、排水機場下部工。工事場所は、宇城市小川町住吉地内です。工期は、契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで。契約金額は、7億5,900万円です。契約の相手方は、三洲・岩田建設工事共同企業体、契約方法は、一般競争入札です。

少し飛びまして、38ページをお願いします。

議案第18号、工事請負契約の変更についてです。

令和元年11月議会において議決されました大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事の請負契約のうち、契約金額について、86

億6,678万6,216円を107億5,521万3,497円に変更するものです。

工事の概要については、39ページに記載しております。

2番に記載しておりますが、ダム本体工事です。参考までに、今回の変更増は20億円余となりますが、国の補助率は99.685と高補助率となっております。

請負契約の変更理由については、3番に記載しておりますが、池敷掘削工において、想定よりも硬い岩盤が確認されたことによる掘削工法の変更、堤体盛土工において、現場発生土を単一で良質な盛土材とするための調整作業の追加、労務費や資材の高騰によるインフレスライドなどによるものです。

40ページをお願いします。

議案第19号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和2年度着手の平原地区農村地域防災減災事業（湛防）R1補正第1号工事他合併の請負契約のうち、契約金額について、4億8,565万9,976円を5億3,159万9,831円に変更するものです。

事業の概要については、41ページに記載しております。

工事内容は、排水機場の下部工の工事です。

請負契約の変更理由については、3番に記載しておりますが、排水機場予定地の基礎地盤に転石が確認され、仮設矢板の施工方法の見直しにより、設置に要する日数が増となり、仮設材の供用日数が増加したことによるものです。

農地整備課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

36ページをお願いいたします。

議案第17号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、牛深漁港水産物供給基盤機能保全(牛深ハイヤ大橋橋梁補修)工事他合併でございます。工事内容は、橋梁補修工。工事場所は、天草市牛深町地内です。工期は、契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで。契約金額は、14億5,899万6,000円でございます。契約の相手方は、日立造船株式会社九州支社です。契約方法は、一般競争入札でございます。

事業の概要等につきましては、37ページの工事請負契約の概要にて御説明いたします。

1、事業概要の(1)事業の目的に記載のとおり、牛深ハイヤ大橋は、令和3年8月に支承部の損傷が確認されたため、恒久的な対策として支承を取り替える橋梁補修工事を行うものでございます。

また、(2)事業の内容の1つ目の丸のとおり、事業内容としまして、支承取替え16基などを行うものでございます。

本工事では、2、議案である工事の概要の2つ目の丸の工事内容のとおり、橋梁補修工として、支承16基のうち12基の取替えを行います。

なお、残る工事につきましては、本定例会に提案しております補正予算の成立後速やかに工事発注し、恒久対策の早期完了に向け、全力で取り組んでまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

42ページをお願いいたします。

訴えの提起について御説明いたします。予算のところで御説明したものの関連でございます。

議案第27号、熊本県地域未来投資促進事業補助金の不正受給に係る損害賠償請求の訴えの提起についてでございます。

43ページ、訴えの提起についての概要を御覧ください。

2の訴えの提起の理由にありますとおり、令和2年度、当該事業において、補助事業者である法人が目的外使用及び虚偽の報告を行い、補助金の概算払いを受けていた事実が令和3年3月に判明したため、即座に交付決定を取り消しました。回収に向けた話合いの後、法人に対する訴訟を起こし、全面勝訴し、差押え等を行ってききましたが、全額返納には至っておりません。

一方で、同法人代表者個人に対する損害賠償請求権は、令和6年3月で民事の時効を迎えるため、今回、全額回収に向け、代表者個人の不法行為に対する損害賠償請求の訴えの提起を行うものです。

なお、所管の警察署にも刑事事件として告訴状を提出し、受理されているところでございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

44ページをお願いいたします。

ここから指定管理の指定2件について御説明いたします。

まず、議案第32号です。

施設の名称は、樋合漁港漁港利用調整施設です。

本施設は、漁港内における秩序ある利用を図るため、漁船と遊漁船等を分離収容することを目的としたプレジャーボート専用の係留施設で、漁業と海洋レクリエーションの共存及び漁港、漁村地域の活性化に資する施設でございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案させていただいております。

45ページにて、指定管理候補者の選定の概要について御説明いたします。

1、選定の経緯の上から4つ目の欄のとおり、指定管理候補者選考委員会を11月1日に開催してございます。

今回申請がありましたのは、4、指定管理候補者選考委員会による審査状況等の申請状況欄のとおり、現在の指定管理者であるフィッシャリーナ天草株式会社のみでございました。

2つ下の欄、選考委員会からの意見のとおり、指定管理候補者として、フィッシャリーナ天草株式会社が適当との意見をいただいております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

議案第33号です。

施設の名称は、牛深漁港漁港浄化施設でございます。

本施設は、牛深漁港内や周辺海域の水質及び環境保全を図るため、牛深漁港の後浜地区に集積した水産加工場、荷さばき施設所などから出る排水を浄化する施設でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案させていただいております。

47ページにて、指定管理候補者の選定の概要について説明いたします。

1、選定の経緯の上から4つ目の欄のとおり、指定管理候補者選考委員会を11月1日に開催してございます。

今回申請がありましたのは、4、指定管理候補者選考委員会による審査状況欄のとおり、現在の指定管理者である九州テクニカルメンテナンス株式会社のみでございました。

2つ下の欄、選考委員会からの意見のとおり、指定管理候補者として、九州テクニカルメンテナンス株式会社が適当との意見をいただいております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

48ページをお願いいたします。

専決処分の報告となります。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定で2件御報告させていただきます。

1件目を49ページにより説明させていただきます。

まず、事故の概要につきまして、令和5年9月12日に熊本市で発生した交通事故に伴うものでございます。

事故の当事者は、県農業研究センター果樹研究所の技師で、相手方は個人の車両となっております。

一番下、6番、事故の状況を御覧ください。

公用車を運転して公務出張中に、走行中の前方の信号が黄色に変わった、この際にブレーキ操作が間に合わず、前方で停車をした相手方の車に衝突したというものになっております。

4番の過失割合のとおり、県の賠償責任が100%で、5番の損害額及び損害賠償額のとおり、相手方の損害賠償額全額を賠償するものでございまして、11月14日に示談が成立しております。

次に、2件目につきまして、51ページをお願いいたします。

事故の概要でございますが、令和5年8月21日に阿蘇市で発生した交通事故に伴うものです。

事故の当事者は、県阿蘇家畜保健衛生所の獣医師嘱託員で、相手方は個人車両となっております。

一番下の6、事故の状況を御覧ください。

公用車で公務出張中に、黄色点滅信号の交差点を直進しようとしたときに、左側から、こちらは赤の点滅信号となっておりますが、一時停車をして徐行して進入してきた車

が、ブレーキとアクセルを踏み間違えまして、交差点に急に進入したということで、直進する公用車の左後方部と衝突したものでございます。

4番の過失割合のとおり、県の賠償責任が15%となっております。5番の損害額及び損害賠償額のとおり、相手方の県損害分に対する負担額①から県の相手方損害分②を相殺した額を賠償として受け入れるもので、11月21日に示談が成立しております。

新型コロナウイルスが5類に移行したということで、非常に公務出張が多くなってきているという状況がございます。ですので、うちの部としても、部長から折に触れて、本庁それから出先の関係各課長に対して、交通安全の徹底を訓示しているところでございます。

今後も、職場での研修の実施、注意喚起、しっかり対応してまいりたいと思います。

農林水産政策課は以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言する際には、マイクを自分の口元にしっかり向けて明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 15ページ、農地整備課の一番下の欄ですけれども、単県代替農地緊急基盤整備事業、7,000万円の予算が組まれておりますが、内容については、TSMC絡みで代替農地を造成していくという内容だと思っておりますが、7,000万という額については、ちょっとどういう内容の工事なのかがよく分からな

いので、ぜひそれを教えていただきたいということ。それから、TSMCの代替農地については、地権者と使う人が多分違ってくるんだろうというふうに思います。その辺は、どう整理されているのか教えていただきたいと思っております。それがまず1つです。

もう1ついいですか、一緒に。

○竹崎和虎委員長 はい。

○前川収委員 もう一つは、水田を畑地化していくということで補助金があるんですけども、前回の委員会だったと思いますけれども、その予算が圧倒的に足りなくて、なかなかうまくいってないというお話をさせていただきました。

今度の補正予算で、その内容の額が国のほうで積まれたというお話を伺ってましたが、今までの説明の中では、その点に触れた説明がなかったかなというふうに思っておりますので、現状どうなっているか教えてください。

以上、2点です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

まず、1点目、7,000万の事業内容という点についてでございますが、今県北広域本部でマッチング作業が進められてございます。現時点で見込みがある4ヘクタールについて、7,000万円を計上しているということでございます。

内容としましては、簡易な基盤整備でございまして、2つに分かれている間のあぜを倒すとか、農作業の大型機械が入れない部分を、ちょっと改善するとか、そういう簡易な基盤整備というところで予定しております。

前回9月に3,000万円の計上をお願いしまして、それと合わせて1億円で現時点で見込める分について対応をしようと思っておりますというところでございます。

もう一つ、2点目、地主と耕作者が違うんじゃないか、どういった整理をするのかという部分につきましては、おおむねマッチングが整いそうだとこのころで、マッチングというのは、地主さんと耕作者というところのマッチングでございます。

基盤を整備するという事に当たっては、地主から同意をもらって、土地改良法に準じてではございませんけれども、きちんと同意をもらって、あと、市町村からも、こういったことでやるからという申請というか、文書もいただいて、関係者の合意の下で進めるという手続を取ろうと考えております。

農地整備課は以上です。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

先ほど農地整備課のほうから地権者と使う人に関する整理がございましたけれども、若干補足をさせていただきたいと思っております。

地権者に対しましては、基本的に今回の耕作条件の整備ということで、そこにそういう補助のお金が入ると。ただ、一方で、使う人というのは、別途補償を受けたりという場合がありますので、それは区別してやっているという形になるということでございます。

そして、使う側と地権者の関係におきましては、基本的に農地中間管理機構を介して、あくまでも地域の平均的な農地の貸借の金額で借りていただくという整理をしていただくということで、今回使う方々が補償を受けて、さらに耕作条件の整備ということで二重補償になると、そういったことにならないように整理をさせていただいているという状況でございます。

農地・担い手支援課については以上でございます。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

畑地化促進関係の事業につきましては、国補正予算で750億円が措置されております。このほとんどが県を通らない予算でございます。県を通る予算、土地改良区決済金関係につきましては、既に予算化をしております。そちらのほうで対応していくこととしております。

また、県を通らない農業者に配分されますものにつきましては、要件を満たす本県からの申請者全てが採択されておまして、配分額としましては、31億6,000万円が配分されております。

今現在中身について調整をしておりますが、繰り返しますけれども、本県からの申請者全ては採択されております。

農産園芸課、以上でございます。

○前川収委員 まず、農業生産基盤整備事業の代替農地の話であります。これは、一般的な補助整備とか農地整備事業に関しては、国庫補助とかを取りながら、受益者負担もいただきながらやっていると。これが一般的であります。今回の場合は、オール単県事業としてやられるということだと思いますし、受益者、つまり地権者の負担金というのはどうなっているのかを教えてくださいたいと思っております。

○永田農地整備課長 委員御指摘のとおり、単県事業として実施します。

理由としましては、県営工業団地に起因して県が原因者であるというのが1つと、来年の8月には耕作を開始したいと、非常に緊急性があるという部分、そういう2点をもって、受益農家とか地主さんから負担金を取っていたら間に合わないだろうというところで、県100で今回は実施します。

なお、今後行われるものについては、先ほど御指摘がありましたように、基本的な枠組みで国の補助事業を最大限活用して、国、

県、市町村、農家という負担が取れる枠組みを第一に優先的に考えて、可能な限り実施していきたいと考えております。

農地整備課は以上です。

○前川収委員 今回、特例的に県が単独でやるということでありまして、地元の間からすれば、私も受益者の方をよく知っている立場の間でありますけれども、彼らは、農業をしっかりとやっていかなきゃいけないという使命感の中で頑張っていてやってらっしゃるんですけれども、今回、TSMC絡みで大きな用地を取られて、その用地が農業用の用地であった、しかも、自分の所有の農地じゃなくて、お借りして耕作させていただいている土地であったという非常にデリケートな立場の中でいらっしゃいました。

県が、市町村と一体となって、代替農地をつくるということを大前提に御努力をいただきながら、今回、このような形で、新たに使える農地として4ヘクタールですかね、6か……。

○永田農地整備課長 全体で7を今見込んでます。

○前川収委員 7ヘクタール。

○永田農地整備課長 まだまだ調整中でございます。

○前川収委員 はい、分かりました。それぐらいのヘクタール数を取ってくれば、一応当面の代替農地についての需要は賄えるのかなというふうに期待をしておりますし、今回のような特例的な措置を取っていただいたことには大変ありがたいというふうに思っておりますので、ぜひ早く整備していただけるようお願いしたいというふうに思います。

その点は以上です。

もう一つ、例の畑地化の話なんですけれども、私は、県の予算を通っているものだとずっと思ってましたけれども、今のお話では、今回予算どこを見てもないし、県を通らないということは、どういう形でそれは交付されていくのか教えてください。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

交付の対象としましては、県の再生協議会を通して農家さんに配分されるというような方式になっております。

以上でございます。

○前川収委員 再生協議会は誰がいるんですか、その中には。

○徳永農産園芸課長 県の再生協議会につきましては、県とそれからJA中央会で、事務局としましては、県とJA中央会の両方に事務局がございます。あと、市町村のほうにつきましては、各市町村とJAのほうで組織されておまして、事務局自体はJAもしくは市町村にございます。

以上でございます。

○前川収委員 巨額の補助金だと思いますけれども、かなり満額見ていただけるということはとてもありがたいことでありますし、それはそれでいいんですけれども、こんな予算は、県を通さないというのは全国的にそうなんでしょうけれども、どこがどうなってるかというのは、そんな予算を協議会的なものでやっていて大丈夫なんですかね。大丈夫としか言いようがないでしょうけれども、分かった上で。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

これまでも議論になっておりました水田活

用交付金、水活交付金というものがございませぬが、こちら地域農業再生協議会を通してございまして、県を通っておりませぬ。同じ流れになるかというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○前川収委員 やむを得ないこととはいえ、できれば、こういう大きな予算であれば、しっかり、どこも審査を得ないで、国が決めた予算がそのまま協議会の中にぽんと入っていくということであれば、何となくその予算の公益性とか公平性とかいうことをきちっと担保するというのは、皆さんを疑っているわけじゃないんですけども、一般論としてそういうことが大丈夫なのかな、担保できるのかなということをご心配しております。

例えば、今回満額であればどこも競争はないわけでしょうけれども、例えば額が足りなかったとき、どう案分するかという部分についても、そう簡単ではない話だなというふうにご思いながら聞いておりましたので、今後改善の余地があれば考えてもらいたいというふうにご思います。

以上です。答弁要りませぬ。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませぬか。

○山口裕委員 14ページお願いします。

土地改良区体制強化事業ということで、また追加で補正をするということでありませぬが、この事業については、各地域の土地改良区において適切な会計の確保に努めているというふうにご思っておりますが、結構時間的にはあまりなくて、もう早急にやらなければ時間がないということをご連合会のほうでちょっと聞いたことがあったんですけども、かなりの事務量になるとご思いますけれども、今状況としては、適正な環境をつくることのできたというのはどういったぐらいの割合になっ

ているんですか。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

この土地改良区体制強化事業に関しましては、土地改良区が、令和4年度の決算から新しく財務諸表の作成、公表が義務づけられまして、いわゆる貸借対照表を作らなければいけないということでごございまして、これに対する指導ということで経費が出ているところでございませぬ。

これまで、平成30年からずっと指導のほうを続けているところでございまして、それで一巡して、令和4年度の決算ということで終わったところでございませぬ。それで、導入が必要な土地改良区については、全て導入はされているところでございませぬ。ただ、最初の決算をちょうど終えたところでございませぬので、まだまだ慣れてないというところもございませぬので、引き続き指導をしているところでございませぬ。

今年に入っても、やっぱりちょっとまだなかなか定着してないところがございますので、そこに巡回指導のほうを追加しているというのが現状でございます。ですので、基本的には全て導入済みという状況でございます。

○山口裕委員 はい、分かりました。

財産の諸表とか取りまとめるのは本当に大変だと思いますし、現状を見れば、その事務員の方もそんなに多く確保できる事業所は少ないと思いますので、しっかりと支援していただくことが一番重要なと思いますので、どうぞよろしくごお願いします。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

○山口裕委員 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑ありませんか。

○西聖一委員 すみません、2点お尋ねいたします。

1つは、26ページ、水産振興課です。

新船建造の件ですけれども、新しい立派な船ができると思いますが、今問題になっている職員の確保ですね。これについては大丈夫なのかなど。船が、30年、40年残るんでしょうけれども、今もう職員がどんどんいなくなっている状況でどうなのかというようなことを1点お聞きしたいと思います。

もう一つが、42ページ、43ページの訴えの提起の件でちょっと確認したいんですけれども、もちろんやった人が悪いわけですけれども、債権回収に県は努めている中で、この訴えをすることによってどれくらいメリットがあるか。

これを見ると、来年の3月で期限が切れるからという話になってますけれども、それがずっとその請求権が残るのかというのと、仮に、一般的にはこういう方は破産宣告されると思うんですけれども、そういうときに財産の差押えをきちっとこれでできるのかどうかの効果をちょっとお聞きしたいと思います。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

漁業取締りの職員行動の話になるかと思えますけれども、現在、県内海域3海域を3船体制でやっておりまして、令和8年3月には2隻が退役しますので、今回代船をお願いしておりますけれども、今回新しく代船を造る上で、これまでの今の現状、取締りの状況、それから漁業の実態というのを踏まえまして、どういう取締り体制に持っていくかということを検討しております。

そういった中で、漁業者数も減っていることもございますし、また、最近の燃油高騰で

すね。そういった中で、漁業活動もできるだけ沿岸域の活動が主に動いていっているという中で、また、あわせまして、ナマコとか高額な水産物の密漁というのもございまして、そういった中で、今「あそ」が、110トンの船なんですけれども、天草海を中心に、取締り活動しております。

そういった中で、今回、8年3月から導入する代船につきましては、有明海、八代海を中心とした取締り活動という中で取締り体制を組んでいきたいという考えで今おまして、そういった中で、併せまして2隻体制の中でさらに効率的な取締りしていくということで、2隻の高速船とするということと、電子海図とかあるいはドローンというようなそういったものを活用しながら、効率的な取締り体制を組んでいく中で、しっかりした体制を整えていきたいというところで考えているところです。

○竹崎和虎委員長 その職員の確保をどうしていくかという質問だったと……。

○森野水産振興課長 実際、職員につきましては、現在の取締り体制が、これから見直し体制が整っていくような中で、しっかりと職員も確保していく必要があるとは考えているところです。

○渡辺水産局長 水産局長でございます。

定期の職員の募集の中でも募集をしておりますし、あと、県内の水産高校が、拓心高校のマリン校舎がございまして、その中に専門コースがございまして、そちらのほうとも連携しながら、不足する船員さんの確保については努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課です。

船員の人数なんですけれども、これが令和5年度で定員が26人となっております、実人員が24人ということで、2人欠けている状態というものです。

最近の採用試験で申し上げますと、ほぼ採用の人数は採れてきているんですが、先生おっしゃいました、最近ちょっと採れるという状態がないというところがございます。

先ほどお話ありましたとおり、効率化を進めていくということですか、さらに採用行為を強めていくということで、ここはしっかり確保してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西聖一委員 よろしく申し上げます。

○林田流通アグリビジネス課長 訴えの提起を行って時効が中断できるのかという話なんですけれども、時効の中断には3つありまして、今回みたいな裁判とかで請求をすること、それから差押えとか仮押さえ、こういったものをやること、それから、相手方が、承認といいまして、借りてますというようなことを認める、この3つが時効の中断の要件になります。

今回につきましては、裁判を起こすということで請求を行うということで、そこで時効が中断されるというようなことになります。

それから、破産をした後、回収できるのかというもう一つの御質問ですけども、県としましては、できる限りの手段を講じて、全額回収に向けてやっていくという姿勢で臨んでおります。

令和3年度の監査委員からの指摘でも、会社に対する不法行為とか個人に対しても不法行為があるから、最後まで裁判をして個人についても請求していきなさいというような指摘も受けておりますので、全額回収に向けて、今度は個人への請求を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西聖一委員 本当、県民の大事なお金を投資しているわけですから、回収に努めなくてはいけないというのは分かりますけれども、本当もう強制執行した分が1万7,000円しかないということは、ほぼほぼ何かもう無理じゃないかなって、ちょっと第三者的に思ってしまうものですから、これしか手段がないということであれば、頑張ってくださいとしか言いようがないんですけれども。

はい、以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で付託議案等に対する質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました第1号議案、第15号から第19号まで、第27号、第32号、第33号及び第48号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。よって、第1号議案外9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっており
ます。

まず、報告について、執行部の説明を求め
た後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

鬼塚畜産課長

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

家畜伝染病への対応について御報告いたし
ます。

資料1ページをお願いいたします。

まずは、豚熱でございます。

平成30年度以降の国内における豚熱の発生
状況でございます。

赤いポイントが発生農場を、青いポイント
が疫学関連農場を示しています。飼養豚で
は、平成30年9月の岐阜県での発生から、累
計で、20都県89事例、36万7,000頭が殺処分
されております。

今年8月30日、31日には、佐賀県の養豚農
場で発生しており、平成30年以降、九州では
初めての発生となっております。

なお、資料にはございませんが、野生イノ
シシにおいては、九州、北海道などを除く全
国34都府県において感染が確認されてお
ります。

2ページをお願いします。

豚熱の本県における対応につきましては、
まず、(1)佐賀県唐津市での発生後における
本県の対応について、九州内での発生を受け
て、防疫体制をレベル2に引き上げました。

8月31日には、農林水産部長を議長とした
熊本県豚熱対策会議を開催するとともに、関
係団体を参集した緊急防疫対策会議を併せて
開催し、情報共有と注意喚起等を実施してお
ります。

また、県内全農場に対して注意喚起と豚の
健康状態を確認し、全農場において異常がな
いことを確認しております。

(2)ワクチンの接種状況につきましては、
佐賀県での発生を受け、9月5日、国が九州
7県をワクチン接種推奨地域に指定しまし
た。

本県では、初回ワクチン接種を迅速に行う
必要があることから、ワクチンの打ち手とな
る登録飼養衛生管理者及び知事認定獣医師向
けの研修会を9月11日から10回開催し、現在
までに登録飼養衛生管理者を460名、知事認
定獣医師を19名登録しております。

ワクチン接種につきましては、9月27日か
ら開始し、今年12月8日に初回ワクチン接種
を終了しました。合計176農場、約27万9,000
頭に接種しております。

今後も、繁殖豚への追加接種や継続的に生
まれてくる子豚へのワクチン接種を引き続き
実施してまいります。

3ページをお願いします。

次に、鳥インフルエンザ関係です。

まず、令和5年度の国内における高病原性
鳥インフルエンザの発生状況でございます。

資料は、12月12日時点の発生状況を記して
おりますが、本日までの間にさらに発生があ
っておりますので、最新の数字に修正の上、
御説明させていただきます。

現在までに、野鳥では全国で63事例が報告
されております。

本県においても、12月1日、八代市におい
て回収されたセグロカモメで発生が確認され
ております。

家禽においては、11月25日以降4事例が確
認され、約18万羽が殺処分されております
が、九州においては、佐賀県鹿島市及び鹿児
島県出水市での発生が確認されております。

昨年同時期と比較しまして、野鳥、家禽共
に発生事例は少なくなっておりますが、北
海道から九州まで広い範囲での発生が見られ
ており、ウイルスは環境中に広く存在してい
ることが推察されることから、本県におい
ても予断を許さない状況にあるものと考えてお

ります。

4ページです。

本県におけるこれまでの取組状況です。

左側に平時の対応を、右側に発生を受けての対応を記しております。

まず、平時における対応でございます。

日頃から、養鶏農家や関係機関に対し、情報の提供や注意喚起を行っております。

また、11月1日から翌年4月30日までを、鳥インフルエンザ特別防疫対策期間と定め、防疫対策を1段引き上げて強化しております。

そのほか、モニタリング検査や農場ごとの自主点検なども実施しております。さらに、防疫研修会や防疫演習、防疫マニュアルの改定等も併せて実施しております。

次に、本年11月25日に佐賀県鹿島市の農場における発生後の対応を御説明します。

国内、九州での初発を受け、防疫体制レベルを2に引き上げるとともに、農林水産部長を議長とする熊本県鳥インフルエンザ対策会議を開催し、本県関係部局の協力体制の確立及び連絡調整を図るとともに、農業団体等関係機関に情報提供等を行っております。

なお、同日、県内198農場に対し、健康状態の確認を行い、全て異常がないことを確認するとともに、佐賀県からの要請を受け、密閉容器1,050個を提供しております。

11月28日には、知事による消毒命令を発出するとともに、全農場に対し消石灰を配付することとしました。

12月3日、本県に隣接する鹿児島県出水市での発生を受け、芦北地域において、芦北地域防疫対策会議を開催しております。

さらに、12月6日には、八代市の死亡野鳥で今シーズン県内初の陽性事例が確認されておりますが、半径3キロ以内の1農場については、空舎であることを確認しております。

なお、全養鶏農家や関係機関への情報発信、注意喚起も引き続き実施しております。

畜産課は以上です。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

報告資料2の令和4年度の野生鳥獣による農作物の被害状況についてでございます。

1ページをお願いします。

左下の図1に被害額の推移、右側の表1に被害額の内訳を記載しております。

令和4年度の農作物被害額は、前年度から約5,900万円増加し、5億9,600万円となっております。

内訳を見ますと、カモ類の被害が約8,200万円減少しておりますが、イノシシの被害が約8,000万円増になるなど、ほかの鳥獣種では全て増加しております。

2ページをお願いします。

下段の図4に地域別の被害額を記載しております。

地域別では、八代地域の被害額が県全体の約16%、次いで芦北地域が約13%を占める状況です。

被害額の前年度からの推移を見ますと、八代、宇城などの4地域で減少したものの、芦北、菊池などの7地域で増加しております。

鳥獣種別ごとに見ますと、八代、玉名地域でカモ類の被害が大幅に減少する中で、芦北地域ではイノシシと鹿、菊池地域ではイノシシの被害額が大幅に増加しております。

なお、イノシシについては、熊本地域を除く10地域で増加している状況です。

3ページをお願いします。

本県が進める鳥獣被害対策の概要でございます。

鳥獣対策は、野生鳥獣が生息しにくい環境整備と管理、侵入防止対策、捕獲、これらの取組を地域ぐるみでいかに徹底して実施できるかが対策の効果を左右すると言われております。

今後とも、地域関係者の皆さんと一体とな

って、これらの対策を総合的に実施し、農作物の被害防止を図ってまいります。

また、害獣とされてきた野生動物を地域資源に変えるジビエ利活用の取組も推進しているところです。

4ページをお願いします。

イノシシと鹿の被害防止対策でございます。

左下に、昨年度芦北地域で実施しました鹿の生息状況調査結果を記載しております。

地図上の赤みが濃い箇所が、生息密度の高い地域を表しております。令和元年度と令和4年度の調査結果を比較しますと、生息頭数増加に加え、生息域が山間部から人里へ移動しており、これらが被害増加の一因と考えられます。

また、近年被害が広域に及ぶ地域として3地域を重点地域に設定し、関係市町との連携強化、アドバイザー派遣、生息状況調査、ICTなどの新技術による捕獲活動の省力化、効率化に向けた実証など、地域一体的な被害防止対策に取り組んでおります。

捕獲の面でも、捕獲研修や強化月間の設定に加え、九州各県と連携したイノシシと鹿の一斉捕獲を実施しており、右下のグラフに記載しておりますが、捕獲頭数は、前年度から約1万5,000頭、前年比27%増の約7万3,000頭となっております。

5ページをお願いします。

カモ類の被害防止対策でございます。

カモ類につきましては、有効な対策が確立されておらず、試行錯誤の中での取組となりましたが、関係市町やJA、農業者の皆さんが一体となって対策に取り組まれた結果、前年度からカモの飛来数は13%増加する中、被害額は46%の減少となっております。しかしながら、被害額はいまだ高い水準にありますことから、今年度も、カモの飛来前に地域一体となって収穫残渣のすき込みなど各種対策に取り組んでいるところです。

6ページをお願いします。

こちらには、関連データとして、侵入防止柵の設置状況、捕獲頭数、捕獲活動支援などの資料を記載しております。

むらづくり課からの御報告は以上です。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 家畜伝染病の対応について質問したいと思いますが、豚熱が入ってきて、九州の中で佐賀に入ってきて、その後ワクチン接種をしていただいたということでありまして、1回目は既に終了したということでありまして、一体そのワクチンってお幾らぐらいして、農家に負担があるのかどうか。相当量のワクチンが必要になったと思いますけれども、財政的な内容は、ただでさえ養豚農家は厳しい時期で餌代が上がっているという状況でありますから、その点について教えてください。

○鬼塚畜産課長 ワクチン接種につきましては、初回接種につきましては、無料ということで接種をさせていただいております。

ただ、継続接種につきましては、農家負担も一部発生するというので、具体的には、農家自身が先ほど言った登録された飼養管理者が打つ場合は、1頭当たり70円、家畜保健所の家畜防疫員が打つ場合は、1頭当たり270円ということで、手数料条例の中に整理をしております。

県内全域で見ますと、多くがその70円の自分たちで打つということで、負担が軽いほうでやっていただくということですので、それをお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 関連して、もう1つ。

ワクチンが打たれたことによって、ここはもう完全に汚染されてるということになりますけれども、もちろん食べる豚には全く影響がないということではありますが、風評的な影響、つまり豚の値段がどうなっているのかということについて、ワクチン接種前とその経過的な今の状況と何か違いがあれば教えてください。

○鬼塚畜産課長 今年9月から九州各県で打たれてますけれども、全国それ以外の地域は、その前から打っているということで、ワクチン接種を打った影響で、例えば豚価が下がるというようなことは一切ないというふうに考えております。

畜産課は以上です。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

○前川収委員 はい、大丈夫です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高井千歳委員 今に関連してなんですけれども、県内のこの豚肉をどのぐらい輸出しているかというのを、すみません、私分らないんですけれども、輸出の影響みたいなものというのはあるんでしょうか。

○鬼塚畜産課長 ワクチン接種をしたということで、熊本県、少量ではございますけれども輸出がございましたけれども、輸出ができなくなったということでございます。ただし、県内で生産された豚については、県内だけじゃなくて、九州各県いろんなところで屠畜されるわけですけども、それを正確にうちのほうで把握はしてありませんが、全国的に見ても、全体の生産量の0.何%ぐらいが輸

出されているということで、輸出ができないからといって、県内とか国内の豚肉生産に影響があるところまでは至らないというふうに考えております。

以上でございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

○高井千歳委員 はい。

○橋口海平委員 カモ類による農作物への被害防止についてちょっと質問です。

去年だったかと思いますが、八代市地域では、何か海に向かって猟銃を向けてやっているとか、そういう話が——その結果って今回載ってないんですけども、あれはどうなったんでしょうか。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

海のほうに向かって威嚇といいますか、狩猟をやったというのは実施されておまして、そのときに何頭捕れたかとか、すみません、その数字まではちょっと今持ち合わせておりませんが……。

○橋口海平委員 ということは、なかなか結果というのは検証がやりづらいということですね。

○野入むらづくり課長 数的にはすごく少なかったというふうに記憶はしておると。狩猟といいますか、捕獲できたカモは非常に少なかったと。それ以上に、農家の方々が、露地野菜の圃場で、てぐす、釣り糸を張ったり、レーザーライトとかで複数の対策を取ったことによって被害が軽減されたというふうに解釈しております。

○橋口海平委員 分かりました。ありがとうございます。

全然ここには書いてない、ヒヨドリじゃなくてムクドリというのはたくさんいるけれども、あれって被害ってないんですか。町なかに行くと、たくさんムクドリがいるんで。

○野入むらづくり課長 ムクドリのほうは、その他鳥類という区分の仕分の中で、スズメとかそこら辺と合わせて整理をさせていただいておるところではあります。

○橋口海平委員 分かりました。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

ここで私のほうから一つ御提案がございません。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

○竹崎和虎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○西聖一委員 2点お尋ねです。

1点は、今年すごく猛暑で米の不作も言わ

れてましたが、熊本県はやや良かったと思いますけれども、一等米比率は4割で、やっぱり品質は落ちてるかなと思う中で、先日「くまさんの輝き」を私食べていましてですけども、すごくおいしくてもちもち感があって、ああ、やっぱり耐暑性品種ってよくできてるなと思ったんですが、その種もみがなかなか手に入らないという声も聞いたんですけども、その普及状況はどうかなというのが1点と、もう一つは、TSMC絡みでいろいろ農地対策をしていただいておりますが、懸念しております。酪農家がやっぱり廃業している方がいるのかなという、そういう現状をちょっとお聞きしたいなと思って、2点お願いしたいと思います。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

御質問がありました「くまさんの輝き」の種もみの件ですけれども、現時点では、約2,000ヘクタールほど御希望がございまして、全ての種もみの供給は本県で今のところできているというふうに考えております。

以上でございます。

○鬼塚畜産課長 酪農家の廃業される数につきましては、昨年度が19戸廃業されて、今年に入りまして、もう既に13戸が廃業されたというふうに伺っております。

その中で、内容につきましては、ほとんどが小規模農家等の高齢化、または後継者不足というか、後継者がいないということで、こういう時期でもありますので、廃業されたということ聞いてますが、半導体関係の農地を、例えば取られたとか、貸し剥がしあったという直接的な影響で廃業されたところはないというふうには聞いてますが、ちょっと関係して、やはりもう高齢化になって、このタイミングで辞められたというところが1件あるというふうには聞いております。

以上でございます。

○西聖一委員 分かりました。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○山口裕委員 ちょっと1つお願いと1つお尋ねですけれども。実は、私の上天草市は景勝として松がたくさん生えてるんですが、もう皆さんも御承知かと思いますが、松枯れが大変今年は厳しくて、自治体も、そしてまた、振興局を中心にかなり頑張ってるんですが、それを止めることができない、そういった状況にあります。

これまでも力を尽くしていただいているので、今後もお願ひしたいということと、どういった涵養ができるのか、新たな策を打たないと、このままでは松島という名称が島になってしまうんじゃないかという冗談を言われる方もいらっしゃいますので、行政としても、しっかりとした取組を民間と一緒にやっていけるように、そんなことで新たな取組も模索していただければと願ひするところです。

あと1点が、漁業の漁獲可能量、TACの制限が新たにかかるということをお聞ひしておりますけれども、今県下の状況においてどんな形で進んでいるのかお尋ねします。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

今委員御指摘の点につきましては、非常に、松問題、全国でも問題になっているというふうにご認識しております。

今県内では、これも全国ですけれども、どちらかというと花粉症対策ということで、それに対する苗木の生産ということで今力を入れているんですけれども、今の御要望、御指摘を踏まえまして、郷土由来の松をしっかり

と耐性のあるものを供給できるように、引き続き、情報収集ですとか現場での検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

森林保全課のほうで松くい虫の防除の事業を補助させていただいております、地上散布とか、あるいは樹幹注入の支援をさせていただいておりますので、継続して市町村からの要望を受けたいと思っております。

以上でございます。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

今資源管理につきまして、TACが、令和2年の漁業法改正に基づきまして、TAC制度の導入ということで管理をしていくと。

現在、県内では、29種類の魚種について資源の評価をしております。その中で、国のほうでは、もう8種類でTAC管理しておりますけれども、県内で関係しますのは5種の魚種で、イワシ、アジ、サバ類については若干量と、クロマグロにつきましては、22トンほどのTACになっておりますけれども、それ以外の魚種については、まだ現在、資源の評価をしている、調査をしているところでして、これからTACにつきましては、やはり地元の意向とか意見をしっかりと聴いて、どういう管理手法をしていくかということを検討していきたいというところで考えているところです。

○山口裕委員 まずは、松のほうですけれども、頑張っているのは重々分かっておりますし、うちは、森林環境譲与税も、松にまずは使うということできっちりやっているようでございます。その辺りも含めて、どうぞ御支援いただくようお願いいたします。

TACについては、閉鎖海域である不知火海とか有明海の魚種も新たに含まれて、地域の特産であるチリメンジャコを産む魚種も選定されて、今後どうやって資源を守っていく動きをつくり上げていくかというのが重要でございまして、この辺りはしっかりと漁業者と一緒にやっていくしかないでしょうし、このつくり上げはすごく重要だと思っておりますので、どうぞ現場の意向もすごく生かしながら、しかしながら、その漁業者が捕れなくなって漁が続けられなくなったというのは本末転倒でありますので、今後いろんな策を皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○竹崎和虎委員長 ほかにございせんか。

○前田敬介委員 9月議会のときに質問しましたが、森野課長。

冷凍ブリ、天草の、中国輸入ストップで冷凍庫がぱんぱんになってきているという——あれの状況というのは、大体もうはけてきているんですか、ちゃんと。

○森野水産振興課長 水産振興課でございませう。

中国の禁輸措置ということで、現在中国に回っている分を、よその国ですね、新たな開拓国ということで、これまでの輸出の多かった北米、それからアジア圏を中心に、開拓と併せて輸出のほうを今進めているというところでございませう。

○前田敬介委員 進めているということは、まだ落ち着いてというか、完結はしてないんですか。

○森野水産振興課長 はい。まさしく今一生懸命開拓をしながら、並行して、中国の分を

よそに移す、開拓する、それからまた既存の国でのシェアを拡大するというのをしっかりと進めながら、そういったものをしっかりと輸出していくということに取り組んでいるという状況でございます。

○前田敬介委員 事業者の皆さんが負担にならないように、また、前回言ったように、ネット関係でも売ればと思うんですけども。最近、応援て入れたら「くまもと再発見の旅」しか出てこなくなったので、知らない人が買えるような環境を取っていただければ、もっと事業者の方は楽になると思ひますので、よろしくお願ひします。

○森野水産振興課長 県産養殖魚はふるさと納税とかの返礼品としては登録されているんですけども、水産事業者の応援サイトとしては、まだ登録されてないと。ただ、サイトの運営者に聞きますと、その取扱量とか、それでも判断されるんですけども、まずは、その市町からの要請というのをした上で判断していくということですので、関係市町のほうにはそういう話をしまして、今働きかけをしていくということに取り組んでいるところです。

○前田敬介委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

○竹崎和虎委員長 ほかに何かございせんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

これもちまして、第4回農林水産常任委員会を閉会します。

午前11時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

農林水産常任委員会委員長